

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項又は第五十一条の第十四第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者又は指定一般相談支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十九年十二月一日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害福祉サ ービスの種 類又は一般 相談支援事 業者	指定年月 日
一般社団法 人無限	生駒市西菜畑町 一五二一	G r o w i , n	生駒市小瀬町 二七一一一 〇三	就労継続支 援B型	平成二十 九年十一 月一日
メグコーポ レート株式 会社	神戸市西区南別 府四丁目三六八 番地の四	相談支援セ ンターナビ ケア	葛城市林堂四 七	地域移行支 援	平成二十 九年十一 月一日